

# ガス供給業を行う法人の事業税の申告について

長野県／県税事務所（令和7年4月）

## 申告の方法

ガス供給業を行う法人の事業税は、その事業の区分に応じて課されます。

複数の事業を併せて行う場合には、原則として区分計算を行い、それぞれの税額を算出する必要があります。

### <ガス供給業等を行う法人の事業税の課税方式>

法人の種類	課税方式	
ガス小売事業 <sup>(注1)</sup> その他附帯事業（受注工事等） <small>（地方税法第72条の2第1項第1号の事業）</small>	資本金の額が1億円以下 <sup>(注5)</sup>	所得割 <sup>(注2)</sup>
	外形標準課税対象法人 （資本金の額が1億円超）	所得割 <sup>(注2)</sup> 付加価値割 資本割
ガス導管事業（託送供給事業） <small>（地方税法第72条の2第1項第2号の事業）</small>	資本金の区分なし	収入割 <sup>(注2)</sup> (1.0%)
小売電気事業、発電事業 又は特定卸供給事業 <sup>(注3)</sup> <sup>(注4)</sup> <small>（地方税法第72条の2第1項第3号の事業）</small>	資本金の額が1億円以下 <sup>(注5)</sup>	収入割 <sup>(注2)</sup> 所得割 (0.75%) (1.85%)
	外形標準課税対象法人 （資本金の額が1億円超）	収入割 <sup>(注2)</sup> 付加価値割 資本割 (0.75%) (0.37%) (0.15%)

(注1) ガス小売事業については平成30年4月1日以降開始事業年度から収入金課税から所得課税に移行しました。

(注2) 割に対する特別法人事業税が別途課されます。

(注3) 小売電気事業と発電事業は、令和2年4月1日以降開始事業年度から上記のとおり課税方式が改正されました。（改正前は収入割のみ）

(注4) 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後終了事業年度から課税方式が定められました。

(注5) 次に該当する場合は外形標準課税対象法人となります。

- 令和7年4月1日以降開始事業年度において、前事業年度において外形標準課税対象法人であって、払込資本の額（資本金と資本剰余金の合計額）が10億円を超える法人
- 令和8年4月1日以降開始事業年度において、払込資本の額が50億円を超える法人又は相互会社との間に100%資本関係を有する法人であって、払込資本の額が2億円を超える法人（一定の場合を除く）

## 収入割の課税標準となる収入金額

ガス導管事業に係る収入割の課税標準となる収入金額は次により算出します。（地方税法72条の24の2）

$$\text{「課税標準となる収入金額」} = \text{「①収入すべき金額」} - \text{「②控除する金額」}$$

「①収入すべき金額」とは、各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）3章4の9の1）

「②控除すべき金額」とは、法令等により規定されています（裏面をご覧ください）。なお、この控除すべき金額は、収入すべき金額に計上した上で控除します。

### 控除すべき金額（ガス供給業に係るものに限る。）

- ・ 国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・ 固定資産の売却による収入金額
- ・ 保険金
- ・ 有価証券の売却収入金額
- ・ 不用品の売却収入金額
- ・ 受取利息、受取配当金
- ・ 需要者等から収納する工事負担金
- ・ ガス供給業を行う他の法人からガスの供給を受けてガスを供給する場合に供給を受けたガスの料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・ ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち鉱産税の課税標準額に相当する金額
- ・ ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業を併せて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち鉱産税の課税標準額に相当する金額
- ・ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料 等

（地方税法 72 条の 24 の 2①、同法施行令 22 条、告示 S30 年 29 号、S34 年 46 号、S42 年 55 号、H23 年 379 号）

また、平成 20 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、他のガス供給業を行う法人からガス事業法第 2 条第 4 項に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合、当該託送供給に係る料金として他のガス供給を行う法人に支払うべき金額に相当する収入金額は控除します。（地方税法附則 9⑩、同法施行令附則 6 の 2③）

### ガス導管事業とその他の事業（ガス小売事業、電気供給業など）を併せて行う場合

原則として**事業部門ごとに区分し、それぞれ課税標準額を算定します。**（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）3 章 4 の 9 の 9） 託送収支計算書（ガス事業託送供給収支計算規則様式第 1）を元に算定してください。

長野県公式ホームページに参考様式を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。法人で作成した区分計算書によることも差し支えありません。なお、区分計算書は申告書に添付してください。

【長野県公式ホームページ 法人事業税について】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/hojinjigyo.html>

### 申告書に添付する書類

- ・ 収入金額に関する計算書（第 6 号様式別表 6）
- ・ 法人税法施行規則様式別表 4（写）
- ・ 貸借対照表、損益計算書※
- ・ 収入金額の内訳が確認できる書類（雑収入等の勘定科目内訳明細書）
- ・ 区分計算書（上記参考様式又は任意様式）
- ・ 託送収支計算書（ガス事業託送供給収支計算規則様式第 1）（写）

※令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度から、国税の電子申告時に、e-Tax で定める方法により財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告において財務諸表が提出されたものとみなされます。

（地方法 72 条の 25⑩、72 条の 26④、72 条の 7①）